

赤い羽根「災害見舞金」交付要領

平成 18 年 4 月 30 日 制定

(目的)

第 1 条 この要領は、火災及び風水害等の自然災害(以下「災害」という。)の被災者(以下「被災者」という。)に対し、共同募金運動理念の「相互扶助」精神に基づき、災害見舞金(以下「見舞金」という。)を交付することを目的とする。

(交付対象被災者)

第 2 条 見舞金の交付対象となる被災者は、次に掲げる要件を備えている世帯主とする。

(1)道内に現に居住し、道内市町村の住民基本台帳に記載されていること。

(2)災害により自己の居住の用に供している住家に被害を受けたこと。

2 前項に規定する要件にかかわらず、会長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(見舞金の交付内容)

第 3 条 次の各号の一に該当する被災者に対し、定められた見舞金を交付する。ただし、各号の見舞金は併給しないものとする。

(1)災害により死亡された場合

世帯構成員が 1 人－2 万円(2 人以上については 1 人につき 1 万円を加算; 2 人－3 万円、3 人－4 万円、・・・)

(2)災害により住家に被害を受けた場合

全壊(全焼・流失)－2 万円

半壊(半焼・床上浸水)－1 万円

(見舞金の交付申請)

第 4 条 災害見舞金を申請する場合は、地元消防機関、町内会及び民生委員等と緊密な連絡をとり、敏速かつ正確に事実を確認し、災害見舞金交付申請書(別様式)により申請を行うものとする。

(適用除外)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金を支給しない。

(1)災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を受けたとき。

(2)罹災者の故意又は重大な過失が災害発生の原因と判断されるとき。

(その他)

第 6 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。